

講演2 「高齢者（認知症の人を含む）の自動車運転」について

中島 誠 先生

Q1. 先生自身は、ご自身が免許を返納しなくてはならなくなってしまった場合どうするか？ どのような考え方？

A：私が運転免許証の返納を求められた時には、自分で納得できる理由、信頼できる人からのアドバイスなどがあるなら、素直にそれに応じると思います。そのような状況になった時に、極力他人にご迷惑をかけたくありませんので。

Q2. がんの人はいつまで運転が可能か？

A：がんという病と自動車運転に直接の関係はありません。自他ともに自動車運転ができると思われる状態で、法的に問題なければ自動車運転は可能です。

Q3. 自損事故を繰り返すなど早急な対応が必要だが、本人の拒否によりうまくいかないケースがある。本人目線での声掛け以外何かほかに工夫はあるか？

A：なかなか難しい問題です。自損事故を繰り返す理由は何でしょうか。その理由に基づき対策を立てることが出来たらいいですね。いずれにしましても、焦ることなく、地域包括支援センター、認知症なら病院、運転技術なら警察や自動車教習所などにご相談されることをお勧め致します。

Q4. 本人が免許返納に応じないため、家族が車の鍵を取り上げたという話がよくあるが、それについてはどう思うか？

A：やむを得ない策かも知れません。そうしたことは家族以外にはできません。理由やその後の対応にもよりますが、車に乗れない状況が長く続き、代替えの移動手段を用意されているということですと、次第に自動車運転を諦めて下さる人もあるようです。

Q5. 高速道路の逆走の原因は認知症以外にどのような原因が考えられるか？また記憶力低下するともらい事故をした時に守れなくなるのかなと思うが、ドライブレコーダーは助けになるか？

A：高速道路の逆走理由として、道に迷う、標識の見落とし(夜間も含む)、判断力の低下、わき見運転、一時停止の見落としなどがあるようです。どのような事故でも、ドライブレコーダーは状況判定の参考になります。従いまして、どんなに運転に自信があっても、いざという時のために、ご自身の自家用車にドライブレコーダーを装着されることをお勧めします。事故の相手は、必ずしもドライブレコーダーのデータを提出するとは限りませんので、自分で自分の身を守るという考え方でよいように思います。

Q6. 最近、免許が不要なセニアカーや特定小型原動機付自転車に乗り換える高齢者がいるが、これからどんな問題が出てくると思うか？

A：セニアカーは歩行者としての扱いを受け、歩道を通行します。そのため、人や自転車などの接触事故を起こすこともあります。他に、操作に不慣れ、車体が小さくて見落とされる、歩道と車道の区別などの交通ルールの理解、坂道や段差、側溝などの走行に厳しい場所があること、悪天候でスリップや転倒の危険のあることなど、様々な問題があるように思います。

特定小型原動機付自転車は、車両です。自転車やバイクと同じ仲間であり、扱いも似ています。運転免許証は不要です。車道の左側を走り、速度は時速 20 キロメートルまで認められています。自賠責保険に加入する義務があり、車両用のルールを守らなければなりません。これらのことからお分かりのように、身体能力や転倒などを含む安全性の問題、交通ルールの認識の問題など、様々な問題が出てくるように思われます。

Q7. 高齢で認知症の薬を服薬しているが、免許更新ができたため、無理に取り上げられない。どうしたらよいか？

A：抗認知症薬に限らず、薬剤を服用してそのために自動車運転が妨げられるようなら運転してはいけません。抗認知症薬を処方されている背景に認知症という診断があるのであれば、これも法的に運転はできません。抗認知症薬を処方して頂いている医師によくご相談下さい。基本的に免許証を無理に取り上げるのではなくて、繰り返し、いろいろな人を巻き込みながら、根気よく、運転免許証返納に向けて話し合うことが望ましいと思います。なかなか難しい問題ですが、事故が起きて被害者が発生することを思う

と、放置できません。

Q8. 車に認知力判断機能などは付けられないか？

A：将来的にAIがその方の自動車運転についての何らかの判断や判定をする時代が来るのかもしれません、それを自動車に装着する人に何らかのメリットがないと普及しないように思います。

Q9. 長谷川式やMMSEが何点以下だと、運転をやめるように声掛けをした方が良いという基準はあるか？また事故を起させないために、免許返納は本人同士、家族で話し合う必要はあるか？

A：認知機能検査で出てくる点数はその検査を受けた方の認知機能をある程度反映していますが、その日のコンディションや生活歴、職歴、学歴など様々な要素も影響しますので、単に認知機能検査の点数のみで自動車運転の可否等に関する判断はできません。その方の生活状況の変化やできないことが増えている様子などより、そして、実際の自動車運転状況も見て、判断されて、声掛けをされることをお勧め致します。運転免許証返納につきましては、ご家族等必要な方々と十分に話し合いをされることを強くお勧め致します。